

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規模は、一ヘクタール」を「都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（第二号において「事業区域」という。）の面積の規模は、〇・五ヘクタール」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール
- 二 当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が

一ヘクタール以上となる場合　〇・五ヘクタール

第七条第一項中「規模は、一ヘクタール」を「都市開発事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタール」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合　一ヘクタール

二 当該特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合　〇・五ヘクタール

#### 附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

## 理由

都市の再生を一層促進するため、民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市開発事業の事業区域の規模の要件等を緩和する必要があるからである。